

不在者投票をいかそう

悔いのない一票を



森吉正照

八月一日の投票日には、投票所へどうしても行けない人のために、不在者投票の制度があります。投票日は、向日町選舉會議員会で投票をしますので、不在者投票のできる期間は、七月十五日から三十一日まで(午前八時半から午後五時まで)で、士・日曜日でもできます。

不在者投票の手続きは、選舉資格者が印鑑を持つ、向日町選舉會議員会に行き、やむを得ない理由を言葉で投票する、という方法です。

町では、人口が年ごとに増加します。下の表を見て、あなたが投票所の数も投票所とならないことがあります。

自分の投票する場所をおまちがいになりますと、投票することができます。所定の投票所に行つていただことになりますから、絶対におまちがいにならないようにしてください。

なお、お家のお手元に届く投票用紙が書いてありますから、その投票場所に行って、投票してください。

投票所を確かめて

でかける前に

〔職務に従事するところが、選舉人名簿に登録されている向日町の区域外である場合〕

〔やむを得ない用務や事故のために、選舉へ名簿に登録されていない向日町からはなれている場合(たとえば、出張、冠婚葬祭の場合)〕

〔選舉人名簿を総覧する場合〕

投票所を確かめて

投票所を確かめて

つまづく間に、選舉人名簿の複を行なっていますから、名簿にのっているかどうかを、いちおう確かめなさい。

〔時間〕午前八時半、午後五時
〔場所〕投票事務課(2階)

(小字名は五十音順)

投票区番号	投票所	大字	小字
第一投票区	事務集所女	寺戸	池の裏、乾垣内、岸ノ下(阪急線より東)、北野、北垣内、小田、三ノ坪(阪ノ坪、御前山里)、里山、坂本、立田、田原、出中条、灯籠前野村、森ノ森、立田、永田、西垣内、西田、中瀬二ノ坪(阪中瀬より西)、一ノ牧田、八反田、初田、明田急線より北山、北野、北垣内、北田、永田、寺内、西垣内、西田、中瀬二ノ坪(阪ノ坪)、森ノ森、上海道、南条、長野、羽子田、豆吉田、森ノ下、吉田
第二投票区	寺戸公民館	寺戸	寺戸公民館
第三投票区	上森鶴向植冠野本井日	寺戸	寺戸
第四投票区	事務冠所井	寺戸	寺戸
第五投票区	事務植所野	寺戸	寺戸
第六投票区	事務所日	寺戸	寺戸
第七投票区	事務森所本	寺戸	寺戸
第八投票区	遊向陽幼稚園	寺戸	寺戸
第九投票区	集向日台団地	寺戸	寺戸
第十投票区	寺戸駅前会所	寺戸	寺戸